

坂東市 議会だより

2026.9
No.86

city council public information BANDO

発行 坂東市議会
編集 議会だより編集特別委員会 〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地
TEL(代表)0297-35-2121/0280-88-0111 URL <https://www.city.bando.lg.jp>

七郷小学校(上)と弓馬田小学校(下)の 3年生が 議場を見学しました

- 令和8年 4月随時会議
2 議案説明・審議結果
- 令和8年 6月定例会議
2~4 議案説明・審議結果
5~8 一般質問
8 市町村合併に関する決議
9 委員会視察研修報告
行政視察受け入れ
- 令和8年 7月随時会議
9 議案説明・審議結果
10~15 市議会議員の職員に対する不当要求
行為等に関する調査特別委員会
第2回中間報告 ほか
16 永年勤続表彰
議会日誌・編集後記

一般質問の質問者ごとの映像
がご覧いただけるコードを掲載
しました。(P5-8)



議会生中継・録画配信
インターネット配信中



報道関係

令和8年 坂東市議会

4月随時会議

4月15日

4月15日に随時会議（第5回会議）が開催され、報告3件、議案2件、人事案件1件が提出され、次の表のとおり決まりました。

議案説明・審議結果

番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果
報告第5号	令和7年度坂東市水道事業会計予算繰越計算書について	給水車購入について、半導体不足等により材料調達に遅延が生じ、年度内納入が困難となったことから、1903万円を翌年度に繰り越すものです。	—	報 告
報告第6号	専決処分の報告について （坂東市税条例の一部を改正する条例）	地方税法等の改正に伴い、関連する市税条例等の規定の整備を行うものです。	—	報 告
報告第7号	専決処分の報告について （坂東市都市計画税条例の一部を改正する条例）	・軽自動車税環境性能割の廃止 ・個人住民税諸控除の見直し ・固定資産税税負担軽減措置の見直し	—	報 告
議案第49号	令和8年度坂東市一般会計補正予算（第1号）	物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するための費用などを追加するため、歳入歳出それぞれ5億2769万1千円を追加するものです。	—	原案可決
議案第50号	令和8年度坂東市水道事業会計補正予算（第1号）	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、水道基本料金等の減免を行うため、所要額を補正するものです。	—	原案可決
同意第6号	固定資産評価員の選任について	荒井 秀夫（あらい ひでお）氏		原案同意

令和8年 坂東市議会

6月定例会議

6月3日から6月11日まで

6月定例会議では、6月3日（第6回会議）に、報告5件のほか、条例の改正、補正予算など5議案、議員提出議案1件が提出されました。

6月11日（第8回会議）には、追加議案3件、議員提出議案1件が提出され、次の表のとおり決まりました。

議案説明・審議結果

番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果 (賛成・反対)
報告第8号	令和7年度坂東市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	前年度終了しなかった事業の繰越額が確定したので報告するものです。	—	報 告



番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果 (賛成・反対)
報告第9号	令和7年度坂東市一般会計予算 事故繰越し繰越計算書について	前年度終了しなかった事業の繰越額が確定したので報告するものです。	—	報 告
報告第10号	令和7年度坂東市下水道事業会 計予算繰越し繰越計算書について	〃	—	報 告
報告第11号	坂東市土地開発公社の令和7年 度事業報告及び決算について	坂東市土地開発公社の令和7年度の経営 状況を説明する書類及び令和8年度の経営 計画を説明する書類を提出するものです。	—	報 告
報告第12号	坂東市土地開発公社の令和8年 度事業計画及び予算について		—	報 告
議案第51号	坂東市議会議員及び市長の選 挙における選挙運動用自動車の 使用及び選挙運動用ポスターの 作成の公費負担に関する条例及 び坂東市議会議員及び坂東市 長の選挙におけるビラの作成の 公費負担に関する条例の一部を 改正する条例	公職選挙法施行令の一部改正に伴い、 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラ の公費負担の限度額を引き上げるため、 改正するものです。	—	原案可決
議案第52号	地方自治法の一部を改正する法 律等の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例	地方自治法及び地方自治法施行令に条文 が追加されたことに伴い、引用条項の整 合を図るための改正を行うものです。	—	原案可決
議案第53号	坂東市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例	地方税法施行令の一部改正に伴い、国 民健康保険税の基礎課税額分の課税限 度額及び軽減判定所得の基準額の見直し をするものです。	—	原案可決
議案第54号	令和8年度坂東市一般会計補正 予算（第2号）	地域複合施設整備に要する経費等の追加 により、歳入歳出それぞれ1億8043万1千 円を追加するものです。	総 務	原案可決
議案第55号	財産の取得について	パソコン用ソフトウェア マイクロソフト オフィス取得の契約を締結しようとするも の です。	総 務	原案可決
議案第56号	令和8年度坂東市一般会計補正 予算（第3号）（追加）	農業集落排水施設の設備の老朽化に伴い 生じた不具合の修繕に要する費用につい て、補助金の追加により、歳入歳出それ ぞれ1595万円を追加するものです。	—	原案可決
議案第57号	令和8年度坂東市下水道事業会 計補正予算（第1号）（追加）	農業集落排水施設の設備の老朽化に伴い 生じた不具合を修繕するため、収益的収 入及び支出にそれぞれ1595万円を追加す るものです。	—	原案可決
議案第58号	工事請負契約の締結について （追加）	坂東市立七郷小学校体育館大規模改造 （長寿命化）工事の契約を締結しようとし るものです。	—	原案可決



番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果 (賛成・反対)
議員提出 議案第3号	坂東市議会議員の定数を定める 条例の一部を改正する条例 (※)	茨城県内の類似団体との比較、財政状況 と議会経費の削減、議会改革・行政効率 化の観点から、坂東市議会の議員定数を 現行の20人から18人に改めようとするも のです。	議員定数 等調査特 別委員会	審議継続
議員提出 議案第4号	坂東市と常総市との市町村合併 に関する決議	※P8参照	—	原案可決 (13:6)
令和8年 陳情第3号	「旧市役所職員駐車場の利活用」 に関する陳情(継続審査)	—	総 務	不採択

※ 議員提出議案第3号「坂東市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、市議会及び市政に大きな影響を及ぼす可能性がある重要な案件であることから、拙速に判断をするのではなく、詳細な調査をし、十分な議論を尽くすべきであることから、特別委員会を設置の上、付託され、審議継続となりました。

賛否の分かれた案件の表決結果

	滝本 可南	小野 剛	中村 善行	名越 健寿	張替 進一	古谷 司	倉持 欣也	議長 渡辺 利男	風見 正一	青木 浩美	青木 和之	染谷 栄	後藤 治男	石山 実	眞喜志 修	桜井 広美	滝本 和男	風見 好文	藤野 稔	林 順藏	結 果
議員提出議案第4号	○	○	○	白	○	白	○	—	○	○	○	白	○	×	○	○	×	○	×	○	原案可決

「○」は賛成、「×」は反対、「白」は白票(白票は反対とみなします。)

議長は、採決に加わりません。(ただし、賛否同数の場合は、議長により決することになります。)

委員会審査報告

総務常任委員会に付託された議案及び陳情の審査を行いました。

総務常任委員会

審査案件

議案第54号 令和8年度坂東市一般会計補正予算(第2号)

【全会一致で可決すべきものと決定】

議案第55号 財産の取得について

【全会一致で可決すべきものと決定】

令和8年陳情第3号 「旧市役所職員駐車場の利活用」に関する陳情(継続審査)

【全会一致で不採択とすべきものと決定】



録画配信

たきもと かな
滝本 可南 議員

坂東市の教育について

問 「教育のまち坂東」として、市が目指す教育の方向性や、その具体的な取組みについて伺う。

答 本市教育の基本方針として、未来を担う子どもを守り育て教育の充実を挙げています。

特に外国語コミュニケーション能力の育成に力を入れ、文部科学省の指定を受ける教育課程特例校として、小学校1・2年生から年間20時間の英語活動を導入し、英語に慣れ親しませ、発達段階に応じて英語を使って楽しく活動し、豊かなコミュニケーションを図っています。

Q 学習用端末やヘルメットなど、子どもたちの通学時の身体的負担について、市の考えを伺う。

A 端末は家庭でも活用できるよう必要に応じて持ち帰りを実施しています。家庭での充電を基本とし、教材の精選や置き勉強の活用など負担軽減に努めています。ヘルメットについては、環境や児童生徒の個々の事情を考慮し、個別に対応しています。

問 学校における食育について、本市の現状や課題、今後の方針を伺う。

答 食に関する指導の充実を推進するとともに、健全な児童生徒の育成のため栄養教諭による指導を実施しています。

地域との連携による食育も推進し、昨年度は坂東清風高校の生徒が実習で栽培したネギ、茨城県立農業大学の学生が実習で栽培したキュウリ、就労継続支援B型事業所「竹林カフェ」利用者が栽培した無農薬のブルーベリー、七重小学校5年生と七重食育研究会の皆さんが共同で栽培したレタスを給食で提供しました。

課題として、現在3名の栄養教諭が学校に所属しながら給食センターを兼務し、本来の業務である食育の授業への

の時間確保に苦労する場合があるとの意見があります。今後の方針として、栄養教諭による食の指導は調査研究を図りながら継続して進めていきます。また、地域との連携による食育も、献立の工夫につながるよう引き続き取り組んでいきます。



その他の質問

・子育てサポーター設置事業の進捗状況について



録画配信

かざみ まさひろ
風見 正一 議員

上水道インフラの老朽化対策及び管理と今後の水道DXの推進について

問 漏水調査に、限られた人材と財源の中で、どれほどの人員と時間、費用を要しているのか、効率的に維持管理の調査を進める上で、その課題は何か伺う。

答 現在、限られた人員で移動等を兼ねたパトロールや通報を主とした調査を実施している関係上、具体的な対応時間や経費の算定等は行っていません。また一般的な水圧測定や音響探査による調査は、実際の漏水箇所と一致しない場合がある等、効率的かつ費用対効果の高い手法とは言えない状況です。

Q 水道事業においてAIやデジタル技術導入の実証調査等を実施する考えはないのか伺う。

A 水道広域連携の中でDXの導入を含めた検討・調整が行われる予定なので、状況を踏まえながら今後の対応を検討したいと考えています。

況です。今後AI等の最新技術を活用した調査方法の導入について取り組むべき課題であると考えています。

問 国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」などを活用した人工衛星やAIを使った漏水調査、またIoTセンサー等を活用した水道管の常時監視など、総務省所管のスマートシティ補助を活用した水道DXについて本市としてどのように認識しているか、伺う。また、今後、先進技術を活用した調査研究や実証実験（パイロット事業）を検討する考えはないか伺う。

答 今年度、県企業局の一括発注による市内全域の管路を対象としたAI管路評価の実施を予定しています。今回のAI管路評価のデータを活用することで、より効果的に漏水箇所の選定や緊急性・危険性が高い配水管の優先順位づけが可能となり、老朽化対策における業務効率化が一層期待されます。

一方で、スマートメーター等デジタル技術の導入に当たっては、多額の費用が必要となるほか、IT人材不足等、財政面や人材面において様々な課題があり、パイロット事業等を含め、先進自治体の事例や費用対効果、国の補助金活用など調査研究を進めたいと考えています。



イラスト例：西日本新聞社提供

その他の質問

・水道管老朽化対策及びその管理について
・漏水調査の方法及び調査場所の優先順位の策定方法とその課題について



はり がえ しん いち
張替 進一 議員



録画配信

不適切ヤードについて

問 市内のヤードの実態について伺う。

答 自動車解体業65件、自動車部品品のヤード28件、金属やプラスチックなどの再生資源物のスクラップヤードが45件、そのほか資材置場が24件、合計162件です。過去3年間で、新設された件数は自動車解体業3件、資材置場20件、合計23件で、廃止されたヤードは金属等のスクラップヤード1件のみです。

それぞれの所有者、使用者、保管物、面積は、申請時の書面で内容を確認するとともに、施設完了後は現地を確認

Q 不適切ヤードの対策チームが必要と考えるが、市の考えを伺う。

A 関係する複数の課による対策会議を逐次立ち上げる対応で考えています。

することで実態把握に努めています。

問 住民苦情について伺う。

答 過去3年間のヤード関連の苦情総件数は166件で、騒音25件、振動3件、悪臭29件、油流出3件、景観問題5件、交通問題9件、火災への不安7件、住民不安46件、その他39件などです。住民不安としては、近隣にヤードができることによる不安感による相談などです。

問 環境保全対策について伺う。

答 自動車解体ヤードについては、県により定期的な立入り調査があり、市職員も同行し、条例等が遵守されているか、施設が適切に管理されているかなど、県と連携し調査を行っています。

問 外国人事業者への対応について伺う。

答 苦情対応や立入り調査などの際に日本語が理解できない場合は、スマートフォンの翻訳機能の活用や、事業所の関係者などに通訳をしてもらうなどの対応を取っています。外国人支援団体への協力依頼や生成AI等の活用を視野に入れて調査検討していきたいと考えています。



さくら い ひろ み
桜井 広美 議員



録画配信

ハイウェイ・オアシスについて

問 現時点で、今後のスケジュールはどのようなか伺う。

答 現時点で開業時期は確定していませんが、民間事業者への公募手続開始からおおむね3年間で完成の目安としています。段階的に公園集客力の強化を目的とした施設などの整備を進める計画です。

子どもたちをSNSリスクから守るための対策について

問 本市における児童生徒のスマートフォンの所持、SNS利用の実態と、トラブルの把握についてどのようなか伺う。

Q ハイウェイ・オアシスについて、今後のスケジュールを伺う。

A 公募手続開始からおおむね3年間で完成の目安としています。



答 学年が上がるにつれてスマートフォンの所持率やSNSの利用率が高くなる傾向です。

また、SNS上での人間関係、不適切な書き込みや画像の送信・拡散、オンラインゲーム上でのトラブルなどが見受けられます。

問 学校現場における情報モラル教育及び「闇バイト」等の犯罪抑止対策はどのようなか伺う。

答 特別活動における授業で、警察や関係機関と連携した非行防止教室や薬物乱用防止教室などの機会を活用し、SNS上の危険性や、重大な犯罪に発展する可能性について指導しています。さらに、専門家と

も連携しながら、相談しやすい環境づくりを進めています。

問 保護者への啓発と家庭でのルールづくりに対する支援についてどのようなか伺う。

答 学校だより、保護者会、各種通知など、保護者に対する周知、啓発を行っています。また、情報モラル教育に関する講演会や研修会、警察や関係機関と連携した啓発活動などを実施しています。

家庭でのルールづくりについては、保護者向け資料の配布や情報提供を行い、各家庭の実情に応じた支援をしています。



録画配信

なか むら よし ゆき
中村 善行 議員

ゆめぷらざ坂東について

問 建物を維持した場合に必要な修繕費はどの程度か伺う。

答 必要最小限の修繕での概算ですが、5000万円から6000万円程度です。

問 現時点で解体した場合の概算費用はどの程度か伺う。

答 物価高の影響等もあるので参考費用ですが、昨年の見積りで、現建物の構造物の解体及び廃材処分、解体後の簡易な整地を含め、概算で4300万円程度の費用が見込まれます。

Q ゆめぷらざ坂東の今後について伺う。

A 周辺環境や中心市街地活性化に配慮した上で検討していきたいと考えます。

問 建物の老朽化や資産価値の低下についてどのように認識しているか伺う。

答 建築後の年数経過に伴い、物理的な老朽化が進行していることは重々認識をしています。また、休館状態が続いていること及び駐車場がないこと等の立地構造上の制約から市場における資産価値が低下している点も、厳しい現状であると捉えています。しかしながら、そのまま放置することは安全管理上、また中心市街地の景観上の観点からも望ましくないと考えています。これまでのサウンディング調査の結果や財政負担の大きさから非常に苦慮している案件ですので、今後は安全上のリスクを考慮した上で、財政負担を抑制できる方策を総合的に判断していきたいと考えています。

問 ゆめぷらざ坂東の建物を解体し、更地にした上で利活用をするという選択肢についても検討すべきと考えるが、見解を伺う。

答 解体には多額の費用が見込まれることから、費用対効果や財政状況に鑑みて、早期の解体、その後の跡地活用を見送ったという経緯があります。



休館が続く「ゆめぷらざ坂東」

その他の質問

- ・投票率向上について
- ・学校薬剤師について



録画配信

ま き し おさむ
眞喜志 修 議員

認知症に寄り添った地域社会の構築について

問 本市のユマニチュードを用いた対策はどのようなか伺う。

答 ユマニチュードを用いた取組は、現時点で実施には至っていませんが、各支援施設においては認知症になってもその人らしく暮らせることを目指し、日々ケアをしているものと認識しています。また、認知症サポーター養成講座や認知症キャラバンメイトの活動を通じて、認知症に関する知識と理解を深める機会を提供するほか、傾聴ボランティア

Q 認知症の症状がある方の尊厳のある暮らしを守るために、ユマニチュード^(※1)の普及に積極的に取り組むべきと考えるが、見解を伺う。

A 認知症の症状改善と、本人、介護者双方の負担軽減が期待できることから、非常に有効な取組であると認識しています。

ア養成講座も実施しています。今後は専門職を対象とした研修の実施について、調査研究したいと考えています。

問 BPSD^(※2)による口腔ケアの拒否に対する取組みは万全か伺う。

答 口腔ケアは健康で充実した生活を送る上で不可欠であることから、歯科医師と歯科衛生士における訪問診療や講演会、健康講話での啓発活動を通じ、認知症の方への支援に対する意識向上を図っています。

問 ピアサポート環境についてはどのように取り組まれているか伺う。

答 オレンジカフェ（認知症カフェ）を開催し、認知症の方と認知症への不安を抱える方々が交流できる場を提供するとともに、認知症サポーター養成講座を通じて認知症の方やその家族への理解を深めるための普及、啓発を進めています。昨年度は坂東将門の里で出張オレンジカフェを開催し、認知症当事者や介護者の方々が買物や外出を楽しむ機会となるよう計画しました。今後も、これらの取組を地域資源や人材を最大限に生かしながら着実に継続し、一層強化していきます。

(※1) 認知症ケアの技法で、「人間らしさを取り戻す」という意味を持ち、安心感と尊厳を保ちながらケアを行うもの

(※2) 認知症の人の行動・心理症状



ふじの
藤野
みづの
稔



録画配信
議員

少子化対策について

問 こども園、保育園、幼稚園に通園する園児の給食費の減免について、考えを伺う。

答 先進事例の効果や課題を調査研究しているところですが、本市としては、低所得世帯や多子世帯への減免制度を確実に実施し、対象者が制度を活用できるようサポートしながら、現行制度の適切な運用に努めていきたいと考えています。

問 少子化について、対策はどのように進めるのか伺う。

答 「ばんどう未来ビジョン」及び「第3期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、ライフステージに合わせた適時適切な支援を行うとともに

Q 非核平和宣言をした都市として、市民に分かるように立て看板や垂れ幕を設置する考えはないか伺う。

A 宣言等については複数あるので、それらの取扱いも含めてどのような周知方法が有効であるか研究していきたいと考えています。

に、子育て支援機能を併せ持つ地域複合施設等を整備するなど、総合的な支援を行うことで本市の魅力を高め、地域に根ざす若い世代を増やし、地域の担い手確保と少子化対策につなげることなど、人口減少社会に対応する取組を推進していくこととしています。

坂東市非核平和都市宣言について

問 宣言に基づいて実施する事業についての考えを伺う。

答 戦争の痛ましさと平和の尊さを市民に伝え、恒久平和の実現に向けた市民意識の高揚を図ることを基本としています。また、世界の平和を願う市民と一体となって平和活動を推進することが重要であると考えています。

問 実施する事業は何か伺う。

答 戦没者遺族会が中心となって戦争犠牲者に対する英霊の顕彰と慰霊に関する事業を行っており、市では戦没者遺族会と協同するとともに、必要経費の手当てをしています。また、広島及び長崎への原爆投下日の投下された時刻に合わせて、全庁的に黙とうを行っ

ています。

問 小学校、中学校での平和学習はどのようなか伺う。

答 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた平和学習を展開しています。道徳科や国語科では、戦争体験談を通じた心情的な理解を重視した学習を進め、学校図書館には平和学習につながる図書を用意しています。人権集会など子どもたちが肌で平和を感じ、自らの問題として考える機会を各学校が工夫して行っています。

問 広島・長崎の平和式典への小中学生の派遣はできないか考えを伺う。

答 関連する行政や教育委員会との調整や、予算や派遣に伴う安全性、保護者の意向など、様々な要因を踏まえる必要があることから、他自治体で行っている先進事例等の事業を慎重に調査研究をしていきます。

その他の質問

・補聴器購入の補助について

坂東市と常総市との市町村合併に関する決議

議員提出議案が次のとおり提出され、賛成多数で可決となり、決議されました。

坂東市と常総市との市町村合併に関する決議

坂東市は、平成17年の誕生以来20余年を経過し、この間、市民、市長をはじめとする職員、そして我々市議会が協力・連携することで年々発展を遂げてまいりました。

しかしながら、昨今の急激な人口減少の波に直面し、今後の行政運営は立ち行かなくなる恐れが高まりつつあります。特に少子高齢化により多様化する市民ニーズ、外国人との共生、資源・人材不足など様々な課題が山積する中、小規模自治体がこれらのすべての課題を解決し市民が期待する行政サービスを提供することには限界があります。

そこで、これらの行政課題に対応し、さらなる地域の発展を目指すための方策のひとつとして市町村合併が考えられます。本市が直面する諸課題は、本市のみが抱えるものではなく広域的に共通する行政課題であるため、市町村合併により効率的な対応が可能になるのではないのでしょうか。

もとより平成の大合併を協議する中においては、人口10万人都市を目指すこと、道州制を見据えて将来さらなる合併も視野に入れること、などが議論された経緯もございます。

以上のことから、地理的に隣接しているのみならず、通勤、通学、買い物、医療など日常生活の様々な場面において密接に関係し、実質的に本市と一つの生活圏を形成している常総市との合併を提案し、執行部に対しては、これらに関する調査・研究に着手し、常総市との協議を進めるよう求めます。

同時に、市議会としても同様の調査・研究を進めることとします。

以上、決議する。

令和8年6月11日

坂東市議会

委員会視察研修報告

議会だより編集特別委員会研修報告

期 日 令和8年4月30日(木)
場 所 埼玉県寄居町
内 容 「議会だよりの編集について」



議会運営委員会研修報告

期 日 令和8年5月19日(火)～20日(水)
場 所 群馬県渋川市
内 容 「渋川市議会ハラスメント防止条例について」



産業建設常任委員会研修報告

期 日 令和8年6月24日(水)～25日(木)
場 所 宮城県名取市
内 容 「閑上かわまちづくり事業について」



行政視察受け入れ



坂東市議会では、当市の取組みを全国に知っていただくとともに、まちづくりに関する情報交換を行うために、他市町村議会の行政視察を積極的に受け入れています。
最近の受け入れ状況をお知らせします。

土浦市議会 (T X土浦延伸調査特別委員会)

期 日 令和8年6月24日(水)
内 容 地下鉄8号線(有楽町線)延伸の誘致活動について

令和8年 坂東市議会

7月随時会議

7月23日

7月23日に随時会議(第9回会議)が開催され、議案3件が提出され、次の表のとおり決まりました。

議案説明・審議結果

番 号	件 名	内 容	付託委員会	結 果
議案第59号	令和8年度坂東市一般会計補正予算(第4号)	茨城西南地方広域市町村圏事務組合が策定した消防施設再配置計画に基づき、新たに整備する常備消防施設に要する調査費用を追加するため、歳入歳出それぞれ558万7千円を追加するものです。	—	原案可決
議案第60号	工事請負契約の締結について	生子菅小学校他3校体育館空調整備工事請負契約を締結しようとするものです。	—	原案可決
議案第61号	工事請負契約の締結について	中川小学校体育館大規模改造(長寿命化)工事請負契約を締結しようとするものです。	—	原案可決
	市議会議員の職員に対する不当要求行為等に関する調査特別委員会第2回中間報告について	※P10～15参照	—	—



市議会議員の職員に対する不当要求行為等に関する 調査特別委員会 第2回中間報告 ほか

令和8年7月23日、「市議会議員の職員に対する不当要求行為（※）等に関する調査特別委員会」から第2回中間報告がありましたので、報告内容をお知らせいたします。

令和8年3月定例会議にて中間報告を行った後の委員会において、さらなる参考人及び証人による発言等をもとに調査を行い、一定の調査結果が得られたため、別紙経過一覧（P12～15）と併せて次のとおり中間報告します。



会計年度任用職員の証言及び供述

- ・石山議員からのつきまとい行為があった。
- ・このことで精神的な苦痛を受け、仕事や生活に支障を来していた。
- ・最近では心療内科に通院しており、医師からは療養休暇を勧められたりもしている。



当時の学校教育課長の証言及び供述

- ・石山議員から「私が紹介した経緯のある職員の勤務態度が悪いので、申し訳なかった。その職員を辞めさせてほしい。ボーナスの支給をしないしてほしい。」と言われた。
- ・このことを学校関係者に謝罪したいと言われたので「石山議員に謝罪してもらう必要はないです。」と言ったが、学校長を紹介してほしいと要求された。
- ・何回も同じようなことを念押しされ、圧力を感じたため、不当要求の報告書（不当要求行為等発生連絡票）を総務課に提出した。



教育長の証言及び供述

- ・石山議員から「私が紹介した経緯のある職員の勤務態度が悪いので、申し訳なかった。その職員を辞めさせてほしい。ボーナスの支給をしないほしい。」と言われた。
- ・会計年度任用職員の勤務態度については、特段の報告は受けていなかった。



当時の学校長の証言及び供述

- ・会計年度任用職員の勤務態度が特段悪いとは認識していなかった。
- ・会計年度任用職員が、石山議員からのつきまとい行為により欠勤を余儀なくされたことで、業務に支障があったと感じている。



石山実議員の証言及び供述

- ・教育長及び当時の学校教育課長に対して「職員を辞めさせてほしい。ボーナスの支給をしないしてほしい。」と言ったことは、越権行為や不当要求だとは思わない。
- ・何度も謝罪の場を設けるよう要求したことは、不当要求だとは思わない。
- ・つきまとい行為をしたことは全くない。



委員から出た意見

- ・本委員会は、市長から不当要求行為等についての申入れがあり、その調査のため設立された委員会であるが、その後、石山議員はストーカー規制法及び器物損壊罪の容疑で逮捕され、報道等によれば、接近禁止命令が発令された後に、会計年度任用職員の車両に剥離剤をかけたり、その職員の上司に辞めさせるよう要求を繰り返していたことが判明した。これらのことは、議員としてあるまじき行為であり、坂東市議会の信用を著しく失墜させたことになる。
- ・石山議員が、会計年度任用職員の上司に対して、会計年度任用職員の退職及び賞与不支給を求めた行為は、議員としての権限を逸脱したものである。さらに、学校教育課長等からは謝罪の必要がないと言われたにもかかわらず、学校教育課長が精神的苦痛を被るほど執拗に謝罪の場を設けるよう要求したことは、不当要求行為である。
- ・そもそも石山議員自身が紹介した職員の勤務態度が悪かったのであれば、直接本人に勤務態度を改めるよう諭すことができたのではないか。
- ・会計年度任用職員の勤務態度が悪い旨の文書を書くように依頼したことは、令和7年10月に接近禁止命令が出た後のことであり、時系列を考えると自分の立場を有利にする目的で行ったと考えざるを得ない。
- ・石山議員の一連の行為は、議員としてあるまじき行為であり、深く反省し、学校教育課長をはじめ執行部に対して謝罪するべきである。

※不当要求行為とは、社会常識を逸脱した手段で、行政機関等の職員に対して無理な要求をする行為のこと。

（暴力・脅迫による要求、威圧・強要による要求、権利を装った非常識な要求、正規の手続きを無視した要求、公務の執行に支障をきたす行為など）



経 過 一 覧

年月日	市議会の動き	会計年度任用職員（被害職員）、当時の学校長、 当時の学校教育課長及び教育長の供述内容
令和7年 9月上旬		石山議員は、会計年度任用職員が就寝中の午前2時30分、自宅に押しかけ、当該職員が出勤する午前7時30分まで居座った。
9月14日		会計年度任用職員の携帯電話に石山議員から1時間に29回の着信があった。
9月15日		会計年度任用職員は、警察に電話相談した。
9月16日		会計年度任用職員は、警察に被害届を提出し、受理された。
9月24日		
9月28日		石山議員は、会計年度任用職員宅に押しかけた。会計年度任用職員は110番通報した。石山議員は、警察から職務質問を受けた。
9月28日 ～30日		会計年度任用職員は、警察からの避難指示により市外のホテルへ避難した。
10月16日		
10月20日		石山議員が、教育長及び当時の学校教育課長と面会し、「私が紹介した経緯のある職員の勤務態度が悪いので、申し訳なかった。職員を辞めさせてほしい。ボーナスの支給をしないしてほしい。」と要求した。
10月21日		学校教育課長は、石山議員から電話で当会計年度任用職員を辞めさせるよう要求された。
		会計年度任用職員は、石山議員の軽トラックとすれ違った後に、スーパーの駐車場において、自身の車のナンバーが外される被害にあった。
10月25日 ～11月3日		会計年度任用職員は、市外のホテルへ避難していた。
10月29日		学校教育課長は、石山議員から電話で当会計年度任用職員を辞めさせるよう要求された。
10月31日		学校教育課長は、職場にて、石山議員から会計年度任用職員を辞めさせることを要求された。 併せて学校長への謝罪の場を設けるよう要求されたが、石山議員から謝罪する必要はないと答えた。
11月1日		会計年度任用職員は、つくば市内の駐車場で、自身の車に剥離剤をかけられる被害にあった。警察が付近の防犯カメラを確認したところ、石山議員の車が映っていた。
11月15日		学校教育課長は、ベルフォーレで開催されたイベント時に、石山議員から学校長に謝罪したいので紹介するよう要求された。
11月26日	坂東市長から市議会に対し、市議会議員の職員に対する不当要求行為等について、事実確認と厳正な対応を求める申入れを受けた。	



報道及び裁判等で明らかになったこと	石山実議員の供述内容
石山議員は、警察から事情聴取を受け、家に行けばストーカー規制法に抵触すると口頭指導を受けた。	
石山議員は、会計年度任用職員宅に押しかけた。会計年度任用職員は110番通報した。石山議員は、警察から職務質問を受けた。	
石山議員は、警察から会計年度任用職員に対する接近禁止命令を受けた。	
	要求したことは認めたが、不当要求だとは思っていないと供述した。
	要求したことは認めたが、不当要求だとは思っていないと供述した。
会計年度任用職員は、石山議員の軽トラックとすれ違った後に、スーパーの駐車場において、自身の車のナンバーが外される被害にあった。	
	要求したことは認めたが、不当要求だとは思っていないと供述した。
	要求したことは認めたが、不当要求だとは思っていないと供述した。
会計年度任用職員は、つくば市内の駐車場で、自身の車に剥離剤をかけられる被害にあった。被害額90万円相当。警察が付近の防犯カメラを確認したところ、石山議員の車が映っていた。	
	要求したことは認めたが、不当要求だとは思っていないと供述した。



年月日	市議会の動き	会計年度任用職員（被害職員）、当時の学校長、 当時の学校教育課長及び教育長の供述内容
12月3日	令和7年12月定例会議において、「市議会議員の職員に対する不当要求行為等に関する調査特別委員会」を設置した。	
12月4日		
12月上旬		会計年度任用職員の同僚職員は、石山議員から当該職員の勤務態度が悪い旨の文書を書くよう依頼された。（学校長の証言より）
12月12日		
12月17日	本委員会による事前調査実施。（教育長及び学校教育課長が説明員として出席）	
12月下旬		会計年度任用職員の同僚職員は、石山議員から依頼された文書を書いてしまったことを後悔していた。（学校長の証言より）
令和8年 1月15日		
1月22日	本委員会による参考人聴取を実施。教育長、学校教育課長及び学校長を参考人として招致した。	
2月4日		
3月4日	令和8年3月定例会議において、「石山議員に対する議員辞職及び議員報酬返還勧告決議」が可決された。	
6月22日	本委員会による参考人聴取を実施。石山議員を参考人として招致した。	
7月3日	本委員会による証人尋問を実施。教育長、学校教育課長、学校長、会計年度任用職員及び石山議員を証人として喚問した。	

これまでの裁判の経過

第1回公判（令和8年4月23日）

石山実議員は起訴内容について黙秘
弁護人は無罪を主張

第2回公判（令和8年6月1日）

検察側は拘禁刑1年を求刑
石山実議員は起訴内容について否認
弁護人は無罪を主張



報道及び裁判等で明らかになったこと	石山実議員の供述内容
	会計年度任用職員の同僚職員に対し、当該職員の勤務態度について文書化するよう依頼した。
	会計年度任用職員の勤務態度に関する文書を受け取った。
石山議員がストーカー規制法違反と器物損壊の疑いで逮捕・勾留された。	
石山議員がストーカー規制法違反と器物損壊の疑いで起訴された。	
	その後の委員会において、令和8年12月の改選まで託された議員活動を全うする覚悟でいると供述した。

石山実議員に有罪判決

第3回公判【判決公判】（令和8年8月3日）

「ストーカー規制法違反」と「器物損壊」の罪に問われていた石山実議員の判決公判において、石山実議員に対し有罪判決（拘禁刑1年、執行猶予4年）が言い渡されました。

裁判官は判決理由で、被害女性から不倫関係の解消を伝えられ、県警から接近禁止令を受けた後も女性の職場を訪れたこと、また車の塗装を剥離させ約90万円相当の損害を与えた犯行を「執拗かつ悪質。」としたほか、「被害者の抱いた恐怖心や精神的苦痛は大きい。被告人は反省していない。」と指摘しました。

なお、石山議員は今回の判決を不服とし、8月6日に東京高等裁判所に控訴しています。

おめでとうございます

全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会より表彰

全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会
永年勤続15年表彰



後藤 治男 議員



染谷 栄 議員

全国市議会議長会
永年勤続10年表彰



渡辺 利男 議員



議/会/日/誌

4月から6月までの議会活動を紹介します。

4月

- 10日 茨城県西市議会議長会定例会（桜川市）
- 15日 4月随時会議（第5回会議）
- 16日 茨城県市議会議長会定例会（水戸市）
- 22日 市町村長・市町村議会議長会議（県庁）
- 23日 関東市議会議長会定期総会（群馬県高崎市）
- ～24日
- 30日 議会だより編集特別委員会視察研修（埼玉県寄居町）

- 27日 議会運営委員会
全国市議会議長会定期総会（東京都）

6月

- 3日 全員協議会
6月定例会議（第6回会議）〔初日〕
- 4日 総務常任委員会
- 9日 6月定例会議（第7回会議）〔一般質問〕
- 11日 6月定例会議（第8回会議）〔最終日〕
- 22日 市議会議員の職員に対する不当要求行為等に関する調査特別委員会
- 24日 土浦市議会行政視察受け入れ
- 24日 産業建設常任委員会視察研修（宮城県名取市）
- ～25日

5月

- 7日 議会だより編集特別委員会
- 19日 議会運営委員会視察研修（群馬県渋川市）
- ～20日

編集後記

9月を迎えましたが、連日厳しい暑さが続いております。市民の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

皆様には、日頃より議会にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、物価高騰が続き、皆様の暮らしにも厳しい状況が続いていると思います。だからこそ、議会では、皆様の不安に寄り添い、課題解決に向けてこれまで以上にしっかりと市政に取り組んでいかなければならないと、決意を新たにしております。

今号も、皆様に信頼される議会を目指し編集させていただきました。

残暑厳しい折、ご自愛のうえご覧いただけますと幸いです。



議会だより編集特別委員会
委員 桜井 広美